



請願第4号

2020年8月31日

高浜町議会
議長 上尾 徳郎 殿

(請願者)

(紹介議員) 西野 朋 宏

高浜1号機・2号機の早期再稼働は、当協議会の目的である「原子力の平和利用の推進と原子力への正しい知識と理解を深めるとともに、原子力エネルギーの確立を図り、日本経済の安定と国民生活の質的向上に寄与する」ことに合致するものであります。つきましては、安全最優先のもとで、関西電力(株)が企業統治能力を向上させ、コンプライアンスを徹底していくことを前提に、高浜発電所1号機・2号機の安全対策工事が完了し、国による検査に合格されれば、速やかに再稼働が果たせるよう高浜町議会として再稼働の判断を進められることをお願いいたします。

以上

高浜発電所1・2号機の再稼働を求める請願

貴職におかれましては、常日頃より町政発展のためご尽力いただいていることに対し心から敬意を表し厚く御礼申し上げます。

我々、福井県原子力平和利用協議会高浜支部は高浜町民有志で構成された団体で、高浜発電所の諸課題はもとより国のエネルギー政策全般についても会員の知識と理解を深めながら、必要な提言活動等を行ってきました。

さて、我が国は、COP21で採択された「パリ協定」により、2013年度比で2030年までに26%温室効果ガスの排出量を削減する目標を確定しました。一方、2018年7月に第5次エネルギー基本計画が閣議決定され、原子力をエネルギー供給の安定性に寄与する「ベースロード電源」として位置づけた上で、原子力発電比率を20~22%としました。

この比率を達成するためには、30基程度の原子力発電所の稼働が必要となりますが、現時点において稼働している発電所は、高浜発電所3、4号機を含めて9基のみです。廃炉が決定された発電所が24基におよぶ中、エネルギー基本計画の比率水準を少しでも上げるためには、炉齢40年を迎える原子力発電所の運転期間を延長して再稼働させる必要があります。

高浜町に立地する高浜発電所で再稼働に至っていない1、2号機は、両基ともに炉齢40年を超えておりますが、原子炉等規制法に基づき、2016年6月に運転期間延長が認可され、安全性対策工事が進んでおり、1号機は間もなく完成する状況です。

高浜地域の経済安定と町民の生活環境を整えるためには、最大の雇用創出先である高浜発電所が町民との共存共栄を図りながら町の基幹産業としての役割を果たすことが重要です。



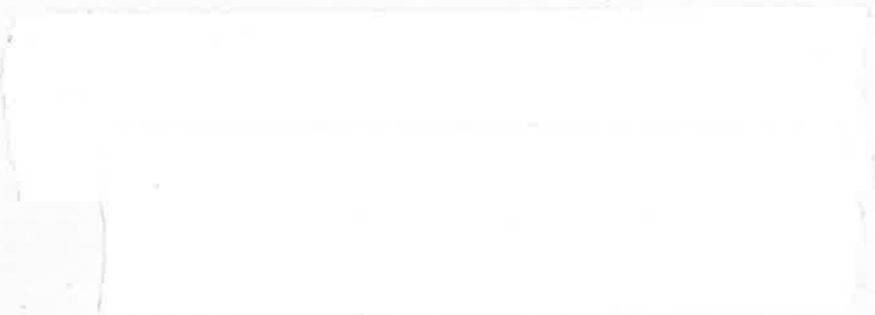
請願第5号


- 1. 真の地元重視・立地地域との共存共栄を関係機関への申入れ。
- 2. 高浜発電所1・2号機再稼働の判断の申入れ。

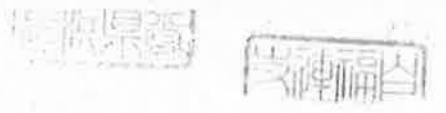
上記2点に関する請願書

令和2年9月23日

高浜町議会議長
上尾 徳郎 殿



紹介議員 磯部 武史 



高浜町議会議長 上尾 徳郎 殿

貴職におかれましては、常日頃より町政発展のため、町民の安心安全のため御尽力賜っておりますことに、自由民主党福井県支部連合会高浜町支部党員を代表し心から厚く御礼申し上げます。

私たち自民党は、国の責任政党として国家の安全と繁栄、国民の安心安全な暮らしを守るべく、自民党総裁のもと一致団結して努めています。自民党高浜町支部としても、町民の暮らしの最先端で地域の繁栄、町民の安全安心を守るべく、党員党友と共に日々活動しているものであります。

この度は第1に電力事業者と地域との共存共栄の課題、第2に高浜原子力発電所1・2号機の再稼働に向けての、自民党高浜町支部の意見を御含み頂き、高浜町議会として関係機関への強い働きかけを請願するものであります。



1. 真の地元重視・立地地域との共存共栄を関係機関に申し入れること。

昨年発覚した関西電力役員の金品受領問題は、高浜町民にとっても今まで培ってきた信頼と、国のエネルギー政策に寄与しているという誇りを大きく失墜させた。町民一人一人の思いを軽視し、地元有力者さえ懐柔すれば事足りるといふ電力事業を推進するうえで誤った経営手法である。原子力に対する理解は町民一人一人の思いと誇りに裏打ちされたものでなければならない。

第三者委員会の調査報告書にも「透明性を欠く、誤った「地元重視」が問題行為を正当化していたこと」として断罪している。その後関西電力旧役員の退陣や新経営者による改革が行われていることは評価できるが、今後の原子力発電所を取り巻く環境は、立地地域を重視することが今まで以上に求められる。

したがって、電力事業者は今まで以上に真の地元重視、立地地域との共存共栄の原点に立ち返る必要がある。

以上のような観点から、高浜町議会におかれましても、国関係機関及び電力事業者に対し真の地元重視・共存共栄を図るよう強く申し入れすることを請願致します。

2. 高浜発電所1・2号機再稼働の判断をすること。

地球温暖化、中東における我が国への資源供給の不安定、エネルギー自給率等々の課題を鑑みるに、我が国における原子力発電所の必要性は論を俟たない。

また、今春からのコロナウイルス感染症にみられるように、危機管理の脆弱さは国難ともいふべき事態を招くことが露呈した。エネルギー分野においてもそのような状態に陥れば、今以上の国難に遭遇することは火を見るよりも明らかである。無論、原子力発電所の安心安全対策を踏まえたうえ、安全対策工事が完了したプラントについては、早期に再稼働させることが必要である。

今般、当支部としても高浜発電所1号機は安全対策工事が完了する旨の報告を受け、すでに原子力規制委員会より高浜1・2号機の運転期間延長の認可されていること等を踏まえ、また、高浜町の地域経済持続発展のために早期に再稼働する必要があると考える。

以上のような観点から、高浜町議会におかれましても高浜発電所1・2号機の安全対策工事について関係機関の承認が下り次第、速やかな再稼働の決議をされることを請願致します。

以上、当支部党员の声を充分斟酌賜り、次の事項に関し、効果的な手段をもって、国、県、関係機関に強力に働きかけて頂きますことを、心よりお願い申し上げます。



請 願 書

1. 真の地元重視・共存共栄を関係機関に申し入れること。

立地地域の理解を得るためには、一部の有力者だけでなく、高浜町民一人一人の思いと誇りに目を向け、真の地元重視、共存共栄の精神に立ち返り、地域の健全な発展に尽力すること。それがひいては原子力発電の発展につながる。

2. 高浜原子力発電所1・2号機を早期に再稼働すること

国のエネルギー政策の安定と、高浜町地域経済の持続発展のため国並びに原子力規制委員会等、関係機関の承認が下り次第速やかな再稼働の判断をすること。

以上

紹介議員

磯部 武史





請願第6号

高浜町議会・議長
上尾徳郎 様

2020年11月4日

紹介議員

渡邊 孝

老朽原発高浜1・2号機の稼働再開について

拙速判断を避け、熟議を求める請願書

稼働40年以上の原発は廃炉へ—というかつての原則をくつがえし、関西電力と国(規制委、資源エネルギー庁、内閣府—菅政権)は、あたかも「フクシマ」(2011年3月11日から今日に至る福島原発過酷事故による惨禍)がなかったかのように、高浜原発1・2号機を来年3月—?月の稼働再開をめざして暴走しています。

貴職・貴議会としては、その不当な動向に拙速に同調されるのではなく、貴町民の声なき声(もっとも、先日の国との意見交換会では再稼働慎重論の声も上がったようですが)に、また貴町外の県民の不安の声に、さらには(これまで若狭の原発電力をもっぱら享受してきたとはいえ、いまや)「もし大事故で琵琶湖が放射能汚染したら—」という関西広域圏の市民の切実な声にも耳傾け、再稼働の是非について熟議を尽してください。

「万が一の大事故、事態」は起らないだろうという社会通念によって退けられがちですが、福井地裁の樋口判決(2014年5月)は、新規制基準動を超える地震の続発などもふまえながら、チェルノブイリやフクシマのような事態が「万が一でもあるのか」、判断の対象とされるべきで…この判断を避けて通ることは裁判所に課せられた重要な責務を放棄するに等しい」と、自戒をこめて厳しく警告されていたことを銘記せざるをえません。

また内閣府の「防災・避難訓練計画」によれば、原発から5km圏内(PAZ)の住民は放射能が放出される前に避難できますが、6—30km圏内(UPZ)の住民は屋内退避のうえ、環境放射能が平常値の1万倍に上昇してから避難を開始することになっています。これでは「土砂降りになって駆けだす雨宿り」でしょう。コロナ禍の避難先では?しかも、それほど汚染した故郷にどうして再び帰還で

きるでしょうか。こうした事故想定をおりこみずみの再稼働が強行されようとしているのです。

私自身は、「フクシマ」の半年前(2010年9月)に、福井市で原子力委員会の近藤委員長に「若狭の老朽化しつつある既設の原発群の大事故や『原発震災』の未然防止、厳重対策にこそ、全身全霊をこめてとりくんでください」と直訴していました。(資料1)

福島原発事故直後の1—2週間、私は言葉を失ったものですが、2016年に美浜3号機と高浜1・2号機の老朽炉を延命させるため、3年をかけて「安全対策工事」を行うとの決定に対しては、重大な疑義を表明しました。(資料2)

また2019年には12日間の断食を敢行して、①高浜1・2号機と美浜3号機の延命対策工事の中止、②国会は「原発ゼロ法案」の審議開始を一と訴えました。(資料3)

その延命対策工事には、美浜は1650億円、高浜は2160億円もの巨費が投じられており、私の断食抗議は数千人の労働者の糧を妨げることになるのかと苦悩したのですが、②の「原発ゼロ法案」の内容に励まされて決行したのです。

同様に、年間歳入の55%を原発関連が占める貴町にとって、原発の停止—廃止に替わる、地元の雇用や経済的支援も担保する条文が同法案に含まれているのを、貴職・貴議会も「資料4」でぜひ確認され、原発依存経済からの脱却の方途について論議を始めてください。

杉本知事は、使用済み核燃料中間貯蔵施設の県外設置の約束が年内に履行されないかぎり、老朽原発の稼働再開に同意できない旨、関西電力にたいして毅然と表明されています。約束違反を厳しく糾し、原発マネー不正還流事件の徹底解明などの企業倫理を厳正に求めていくことこそ、先ず立地自治体の議会として果たすべき使命ではないでしょうか。もっとも私自身は、仮に県外立地が明示されても、高浜1・2号機の稼働再開・延命に同意できませんが、使用済み核燃料をこれ以上増加させないことが、全ての議論の大前提になるべきだと考えております。(資料5)

これまで半世紀にわたって、原発新設、稼働開始、増設、今回のような老朽炉の延命など、重要な節目節目の同意・不同意の権限が、立地自治体の議会や首長、立地県の議会や首長に限定されてきました。それは一見合理的なようですが、もともと行政手続きが容易であり、補償金や交付金なども安上がりであったことは否めません。そのうえ、とくに「フクシマ」以後の実状にそぐわなくなっています。

冒頭でも述べましたように、大事故や核廃棄物の後始末など原発の負の面の悪影響や被害は、広範な地域や分野に及んでいます。それらの当事者の声を無視することは、もはや許されません。(資料6) その多くの当事者たちと率直に交流し、議論を深めていくことが、あるべき高浜の未来をも展望できると私は確信しています。すでに貴職・貴議会のみなさまや野瀬町長が、美しい高浜の海や山野を生かした、原発に依存しない町づくりにも努力されていることを承知いたしておりますが、併せて前記のご尽力をも希望いたす次第です。

「若狭を愛(かな)しむ会」は、つい最近私が単独で名乗りあげたばかりです。これまで多くの団体・グループ・有志個人の方々と連帯し、協働してまいりました。もちろん今後もそうありたいと願っております。と同時に、一人一人の意思、自らの言葉で想いを表現し、行動することの大切さをも痛感しております。古語の「かなし」には、「愛と哀」の両義性があるようです。原発銀座・若狭の過去と現状に、私は深い哀しみを抱かざるをえませんでした。またそれ故にこそ、美しい若狭と子孫たちを愛(かな)しんでもまいりました。一まだまにあうのなら? 美しい若狭と子孫を守ろう!(資料6)

貴職・貴議会が、「老朽原発1・2号機の稼働再開について、拙速判断を避け、熟議を尽していただくこと」を切望し、期待いたします。

最後に、「ぞんぶんに活用するように」と生前ご許可をいただき、これまで機会あるごとに紹介してきました、天性の詩人・坂村真民さん(1909-2006)の「あとから来るもののために」をかかげて、本請願書の結びに代えさせていただきます。

合 掌

あとから来る者のため」

〔坂村真民「詩集・高浜」より〕

あとから来る者のため」

苦勞をするのだ

我慢をするのだ

田を耕し

種を用意しておくのだ

あとから来る者のため」

しんみんよお前は

詩を書いておくのだ

あとから来る者のために

山を川を海を

きれいにしておくのだ

ああ後からくる者のため」

みんなそれぞれの力を傾けるのだ

あとからあとから続いてくる

あの可愛い者たちのために

未来を受け継ぐ者たちのために

みな夫々自分でできる回方をしてゆくのだ



請願第7号

(提出) 2020年11月4日

高浜町議会
議長 上尾 徳郎 殿

(紹介議員)

渡邊 孝

老朽原発の再稼働に関する請願書

1. 請願の主旨

- (1) 老朽原発である高浜1号機・2号機の運転を再開しないよう関西電力社長に申し入れて下さい。
- (2) 高浜1号機・2号機の運転再開について合意しないよう杉本達治県知事や県議会、菅総理大臣や衆参両議院に申し入れて下さい。
- (3) 全県民や京都・滋賀など周辺住民を対象とした国主催の説明会を開催するよう国に求めることを知事に申し入れて下さい。

2. 請願の理由

(1) 老朽化した原発は危険度が増し、事故・故障が頻発している
 関西電力は、建設後45年を超えた高浜原発1号機、44年を超えた2号機、43年を超えた美浜原発3号機の老朽化した原子力発電所を動かそうとしています。
 10月30日の意見交換会では、「中身が相当新しくなったと認識でき、老朽原発にはあたらない」とする再稼働の賛成意見がありました。しかし、中身の全てが新しくなったわけではありません。特に、原子炉圧力容器などは交換不可能です。
 圧力容器の内面は、1平方メートル当たり1,500トンの圧力と320℃の高温及び、核分裂によって発生する中性子などの高レベル放射線にさらされ日々損傷しています。運転を開始した当初の圧力容器の鋼鉄は、-16℃(脆化温度)でも

ある程度の柔らかさをもって衝撃に耐えますが、運転期間が40年以上も長期化すると脆化温度は100℃以上となり脆くなります。脆くなった圧力容器では、過酷事故が発生し、緊急炉心冷却装置が作動して冷却水が注入された場合、圧力容器が脆化温度(高浜1号機では68℃/2012年)以下に冷やされると、破損する可能性があります。そうなれば、福島原発事故を上回る事態となることは明きあらかです。

高浜4号機では昨年11月、3台ある蒸気発生器の伝熱管5本の外側が削れ、その内3本は管厚が約60%も減少する応力腐食割れが発生しました。また今年2月、高浜3号機でも同発生器伝熱管の減肉・損傷が見つかりました。

大飯3号機では今年9月、原子炉圧力容器と蒸気発生器の間の配管から加圧器につながる配管(直径11cm、厚さ14mm)の溶接部に内側から深さ約4・6mm、長さ約6・7cmの亀裂が発見されましたが、関電は配管を交換せず引き続き使用するといいます。

上記のように、加圧水型原発のアキレス腱といわれる蒸気発生器伝熱管とその周辺の配管で損傷・腐食が頻繁に発生しています。高温・高圧の熱水が流れる蒸気発生器の伝熱管が破断すれば、約150気圧で約320℃の1次冷却水が大量に2次系に漏れ出す危険があります。そうなれば、原子炉が空焚きとなり緊急炉心冷却装置が作動し、前述したように圧力容器が破壊される大事故になる可能性があります。

(2) 住民が安全に避難できない

先の意見交換会では、住民から「コロナ禍での3密を避けた避難は通常より多くのバスや避難先が必要だ」「現状では対策が取れていない。避難できないなら原発は止めるべきだ」と、避難計画の実効性に疑問の声が出されました。

8月27日、全国で初めてコロナ禍での原子力防災訓練が行われました。感染対策を考慮した場合、バスの定員を半数に減らす必要があるため、必要数の2倍のバスが必要となります。また、感染者や濃厚接触者がいる場合、他の住民と隔離する必要があるため専用の車両を準備する必要があり、さらに必要なバスは増えることとなります。

県は、バス協会と協定を締結し、県全体で907台のバスを確保していますが、感染対策を考慮すればバスの確保と采配などが難しくなります。また、そのバスが事故時に一度にどれだけ動かすことができるかは未定で、計画や訓練は一度も行われていません。

以上、ご審議いただき、私たちの故郷を守り、子どもや孫の代までこの地で暮らし続けられるよう請願を採択し実行して下さいますよう、よろしく願いいたします。

請願第8号

高浜原子力発電所 1、2 号機再稼働に関する請願書



(紹介議員)

渡邊 孝

1. 請願の要旨

- ①高浜原子力発電所 1 号機と高浜原発 2 号機を再稼働しないように関西電力に申し出てください。
- ②高浜原子力発電所 1 号機と高浜原発 2 号機の再稼働に合意しないことを杉本福井県知事や県議会に申し出てください。
- ③老朽原発高浜原子力発電所 1 号機と高浜原発 2 号機についての諸問題について、最低でも、原子力規制委員会だけでなく、安全でないという立場の専門家が参加して意見を述べる場を作り、福井県民のみならず、滋賀県民、京都府民など周辺地域の住民が参加できる場を数多く作ってくださるよう国や県に申し出てください。

2. 請願の理由

関西電力は、老朽原子力発電所を動かそうとしています。私たちは、そのことについて大きな危惧を感じています。建設後 45 年を超えた高浜原発 1 号機と 44 年を超えた高浜原発 2 号機では、原子力発電所の建屋などは新しくできますが、原子炉圧力容器は取り換えができません。一番大事な圧力容器の内側では、中で発生する強力な中性子線がその壁等を脆弱にしていきます。一旦、冷却装置が作動した場合、原子炉が破壊される可能性があるのです。長く運転を続けることで圧力容器がどんどん安全使用の限界を越えていくのです。

普通の機器は、たとえ壊れたとしても、広い地域にわたり人が住めなくなることや何万人もの健康を蝕み、命を奪うことなどは考えられません。しかし、原子力発電所は、一旦大事故が発生すると巨大な核暴走事故につながる可能性が高いのです。よく、「事故は起きるものだ」と言われる方がおられますが、原子力発電の事故は原子力発電所以外の事故が起こった場合の被害の大きさと比べようもないほど甚大になります。大事故が起きた場合に放出される放射線の影響で、人が近づいて事故を収束することは極めて困難であり、そこに長期間にわたり人が住めなくなるような被害が起こることを私たちは大変危惧しています。

現代社会において電気のない生活、経済活動は考えられません。しかし、電気は原発以外の発電方法でも作ることができます。

現在は、原子力発電所に頼らなくても、それ以外の発電で、十分やっつけていけることは既に明らかになっています。現に今、九州電力の玄海原発 4 号機の 1 機しか動いていませんが私たちの暮らしに何の問題もありません。

原発で電気を作るためだけのためにこの様な危険を冒すことは止めてください。私たちの故郷を守り、私たちが今この地に安心して根を下ろして暮らし続けられるよう、賢明なご決断をお願いいたします。

(提出) 2020 年 11 月 6 日

請願第9号

2020年11月6日

高浜町議会
議長 上尾 徳郎 殿



(紹介議員)

渡邊 孝

高浜原子力発電所 1、2号機再稼働に関する請願

1. 請願の要旨

以下のことを熟慮した上で、高浜原子力発電所 1、2号機再稼働に関して慎重な審議をお願いします。

- ① 原子炉圧力容器の監視試験片の原データについて国がノーチェックであること。
- ② 基準地震動の策定に関わる生データについて国がノーチェックであること。
- ③ 裁判において関西電力が原発サイトの地下構造の縮尺を変えて比較したこと。
- ④ 原発サイト地下の「顕著な褶曲構造」についての福井県原子力安全専門委員会での議論が極めて不十分なこと。

2. 請願の理由

私たちは福井県内に居住する住民です。原子力発電施設全般、とりわけ40年を超えて運転されようとしてう原子力発電所の安全性について、以下のような理由により大きな危惧を感じています。

1. 原子炉圧力容器の監視試験片の原データについて国がノーチェックであること

名古屋地方裁判所で審理が行われている高浜1、2号機、美浜3号機を対象とした運転期間延長認可取消訴訟(国を被告とする行政訴訟)において、原子力規制委員会は、監視試験片の試験結果の原データを入手することなく、高浜1号機及び2号機、美浜3号機の運転期間の延長を認可したことを認めています。これに関連して、原データを入手する必要がある理由のひとつとして、原子力規制委員会は「原子力規制委員会は、供用後において、保安規定認可により、関西電力における品質保証体制が確立されていることを確認し、その後の保安規定の遵守状況に対する検査等をもって、監視試験が適性に実施され、その試験データが適正に収集されることなどへの信頼性を担保している」(10頁)(2019年10月9日付け被告第19準備書面)と述べています。簡単に言うと国は関西電力の品質保証体制を信頼しているので、原データをチェックする必要はないということのようです。

2. 基準地震動の策定に関わる生データについて国がノーチェックであること

同様のことは過去にもありました。大飯3、4号機差止訴訟の名古屋高裁金沢支部での控訴審第7回口頭弁論(2016年2月29日)において、関電の代理人は裁判長の「一審被告は、(基準地震動の策定に関する)生データについては審理促進の観点から前向きに対応をお願いします。」という呼びかけに対して、「私どもとしても審理の促進には協力致します。ただ、我々の補充的立証として規制委員会に出した証拠については、規制委員会は生データを見ずに許可を出したというのではなく、我々の技術的能

力も見た上で判断なされたのです。」と答えています。先の監視試験片についての考え方と同様の論理です。

3. 裁判において関西電力が原発サイトの地下構造の縮尺を変えて比較したこと

大津地裁で行なわれている大飯・高浜・美浜原発運転差止滋賀訴訟でのことです。住民側は各原発敷地の地下構造を問題としており、その重要性の根拠として、2007年の新潟県の中越沖地震で東京電力の柏崎刈羽発電所の解放基盤表面(基準地震動を策定するために、表層や構造物が無いものとして、仮想的に設定する面)で基準地震動450ガルを大幅に超える1699ガルの地震動を記録したことの原因の一つとして、敷地地盤における褶曲(しゅうきょく)構造の存在を指摘しました。

関西電力は、2019年5月28日付準備書面(44)でこれに反論し、新潟県の柏崎刈羽原発敷地の反射法地震探査の結果は、「非常に大きく畝(うね)っており、顕著な褶曲構造を呈している」が大飯原発敷地の反射法地震探査の結果は、「地震動を顕著に増幅させ得るような畝りではない」と主張し、二つの図を並べました。

しかし、これにはトリックがあったのです。縦横の縮尺が柏崎刈羽発電所のものは1対1なのに対し、大飯原発敷地の地下構造の縮尺は1対4だったのです。つまり関西電力は、大飯原発敷地の地下褶曲構造の縮尺を横に4倍に伸ばすという操作を行い、あたかも大飯原発の地下構造に顕著なうねりはないように見せかけようとしたのです。

4. 原発サイト地下の「顕著な褶曲構造」についての福井県原子力安全専門委員会での議論が極めて不十分なこと

データに対する関西電力の3のような不誠実な姿勢にもかかわらず、2009年5月23日の第51回原子力安全専門委員会及び2015年7月22日の第81回原子力安全専門委員会では、顕著な褶曲構造がないかのような議論が散見されます(ご確認ください)。

整理すると、少なくとも関西電力の原発に関しては、国は原子力発電所の耐震設計の基本となる基準地震動の策定に必要な生データのチェックを行っておらず、又とりわけいわゆる老朽原発で問題となりうる中性子照射脆化に関連して最も重要なチェック項目のひとつである監視試験片の原データのチェックを行っていない。その理由として、国は関西電力の品質保証体制は信頼できるからとされていますが、一方で大津地方裁判所で示されたような「子供騙し」を平気でやってしまうような企業なのです。果たして、前述の生データ・原データがノーチェック状態でよいのでしょうか。さらに原発サイト地下の「顕著な褶曲構造」についての福井県原子力安全専門委員会での議論では、「顕著な褶曲構造」はないかのような議論に落ち着いています。

このような状態で、高浜原子力発電所1、2号機の再稼働への手続きを進めていって良いのでしょうか。賢明なご判断をお願いする次第です。